

令和6年度審査用 教育学研究科の業績評価基準

三重大学修士課程及び博士前期課程及び専門職学位課程

日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考要項第5条の規定に基づき、業績評価基準を以下のとおり定める。

業績評価項目	優先順位	大学院における 教育研究活動等に関する業績			専攻に関連した学外における 教育研究活動等に関する業績				
		具体的な評価項目	証明資料	評価点	具体的な評価項目	証明資料	評価点		
一 学位論文その他の研究論文	1	イ	アカデミックフェア、連携活動フォーラム等で活動の成果を報告した。☆	発表ポスター等の写	10点	イ	専攻に関連した研究内容が査読のある学会誌、学術雑誌に掲載された(掲載確定を含む)。☆	掲載論文の写、又は受理通知等の写	20点
		ロ				ロ	学会等で専攻に関連した研究内容を発表したところ優秀発表として表彰を受けた。☆	発表の要旨・予稿集、表彰状等の写	20点
		ハ				ハ	専攻に関連した研究内容が査読のない学会誌、学術雑誌、紀要等に掲載された(掲載確定を含む)。☆	掲載論文の写又は受理通知等の写	15点
		ニ				ニ	学会・研究会等で専攻に関連した研究内容を発表した。☆	掲載論文の写又は受理通知等の写	10点
二 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特									
三 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果									
四 著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるものを除く。)	4	イ				イ	専攻に関連した内容の著作物を刊行した。☆	刊行した著作物、またはその表紙、目次の写	20点
		ロ				ロ	専攻に関連した内容の著作物の一部を分担執筆した。☆	刊行した著作物、またはその表紙、目次および該当ページの写	10点
五 発明	5	イ				イ	専攻に関連した研究成果により特許・実用新案等を申請し、受理された。☆	出願資料の写、または特許取得等を証明するもの	10点
		ロ				ロ	専攻に関連した研究成果による創意工夫が権威のある組織より評価された。☆	応募書類、表彰状等の写	10点
六 授業科目の成績	3	イ	通算GPAが3.8以上。	GPA付成績評価表	30点				
		ロ	通算GPAが3.6以上3.8未満。	GPA付成績評価表	20点				
		ハ	通算GPAが3.4以上3.6未満。	GPA付成績評価表	10点				
七 研究又は教育に係る補助業務の実績	7	イ	ティーチングアシスタントの補助業務により、学内での教育活動に貢献した。◇	業務証明書	10点	イ	補助業務により、学外での教育研究活動に貢献した。	業務証明書等、または指導教員の所見	10点
		ロ	補助業務により、学内での教育研究活動に貢献した。◇	業務証明書等、または指導教員の所見	10点				
八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	2	イ				イ	専攻に関連した国内外における権威あるコンクール、展覧会等で入賞や入選等の高い評価を受けた。☆	賞状等の写、および指導教員の所見	20点
		ロ				ロ	教育研究活動の成果として、芸術分野における優れた業績を挙げた。	関係資料、または指導教員の所見	10点
九 スポーツの競技会における成績	6	イ				イ	専攻に関連した国内外における主要な競技会で入賞等の優れた成績を収めた。☆	賞状・記録証等の写、および指導教員の所見	20点
		ロ				ロ	教育研究活動の成果として、スポーツ分野における優れた業績を挙げた。	関係資料、または指導教員の所見	10点
十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	8	イ				イ	専攻に関連したボランティア活動等を行い、社会的に高い評価を受けた。	機関からの活動実績証明書、および社会的評価を客観的に証明する資料	15点
		ロ				ロ	専攻に関連したボランティア活動等を行った。☆	機関からの活動実績証明書、または指導教員の所見	10点
備考		1. ☆については、複数回発表している場合、2回分を上限として加算可能なものとする。 2. 一、四、五の項目においてファーストオーサーでない場合、指導教員の所見を提出する。評価点は原則として半分とする。 3. 国際的な業績については業績ごとに5点を加える。 4. 提出資料は一切、返却しません。 5. ◇については、複数回担当している場合も1回分を上限として見なす。							